

ホール利用団体の皆様へ

新型コロナウイルス感染を防止し、安全に安心して利用できるよう、利用される団体の皆様には、下記のとおり感染防止にご協力をお願いします。

イベントの開催で利用される場合、令和5年3月13日（月）から当面の間、最終ページの記載内容での取扱いとなりますのでご確認願います。

また、マスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本」とし、公演主催者が必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はありません。

なお、公演主催者が感染対策上又は事業上の理由等により、来場者ないし公演関係者にマスクの着用を求めることは許容されます。

<公演前の対策>

(1) チェックリストの作成・公表について

- ・公演主催者は、不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート等）のイベント開催にあたり埼玉県が定める「イベント開催時における必要な感染防止策」を確認し、また、「チェックリスト」の様式に、イベント開催時に行う感染防止策を記載し、主催者のホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。

(2) 入場制限

- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、埼玉県において示される対応に基づいて実施の可否や開催方法等について、その影響や補償等も含めて判断する必要があります。
- ・公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - ◎開場・休憩時間の延長
 - ◎入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - ◎入場待機列の設置
 - ◎日時や座席の指定予約による人数調整
 - ◎大人数での来館の制限 等
- ・特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(3) 来場者について

- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。
- ・公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(4) 公演関係者について

- ・従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良や陽性とされた者との濃厚接触がある場合には出勤や公演参加を控えてください。
- ・本内容とこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

- ・感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。
 - ①発熱時・咳・喉の痛み等体調不良時に来館を控えること

- ②人と人との距離の確保
- ③施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ④入館時の手指の消毒や施設内での手洗い
- ⑤公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止についての注意喚起
- ⑥（感染対策上又は事業上の理由等により必要な場合のみ）マスクの着用

(2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請し、払い戻しに対応する等、有症状者の入場を確実に防止してください。
 - ①発熱があり検温の結果、目安として37.5℃以上、または37.5℃未満でも平熱よりも高い発熱があった場合
 - ②咳・喉の痛み等体調不良の症状がある場合 等
- ・ 入場列の密集を回避するため、事前に余裕を持った入場時間を設定し、席種やエリア等による時間差での入場、開場時間の前倒しのほか、導線の分散、場内アナウンスといった呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ パンフレット等は据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒を行ってください。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、会話抑制、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席はできるだけ指定席にするなどして、公演主催者側で客席状況を管理調整できる席配置とするよう努めてください。
- ・ 座席の最前列席は、舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね2m程度（最低でも1m）を確保するよう努力してください。
- ・ 休憩時間や入退場時にも会話抑制を促し、密集が発生しないよう対策を講じてください。
- ・ 感染リスクが高まるような演出（反復・継続的に来場者の声援を求める 等）は控えてください。
- ・ 大声を出す来場者がいた場合、個別に注意等を行う等、大声の抑止の措置を講じてください。
- ・ 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、目安として37.5℃以上、または37.5℃未満でも平熱よりも高い場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害 等の症状がある場合も、自宅待機を促してください。
- ・ 有症状の公演関係者は出演・練習等を控えることを徹底し、感染リスクの拡散を確実に防止してください。
- ・ 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を励行してください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めるとともに、十分な感染防止措置を講じてください。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を徹底してください。
- ・速やかに必要となる検査を行い、罹患状況等を確認し、埼玉県の対応方針等に沿った対応を行ってください。

(6) 物販

- ・オンライン販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・パンフレット等の物販を行う場合、一定の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・物販に関わる従業員は、手指消毒を励行してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・対面で販売を行う場合は、換気に注意したうえで手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・退場列の密集を回避するため、時間差での退場や導線の分散、場内アナウンスといった呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

<公演後の対策>

- ・感染が疑われる症状を発症した場合は、速やかに必要となる検査を行い、罹患状況等を確認し、埼玉県の対応方針等に沿った対応を行ってください。

<当館の施設管理について>

- (1) ドアノブや手すりなど、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。
- (2) 館内入口や各施設用にアルコール消毒液をご用意しております。
- (3) 定期的に適切な換気を行います。
- (4) 受付に飛沫防止用のアクリル板を設置しています。

★★★イベント等の開催に係る施設利用の取扱い★★★

コンサートや演劇、講演会等の公演（イベント）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演主催者であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとします。

期間：当面の間

内容：①展示ホールにおける飲酒を伴う催物の利用については、施設管理者へお問い合わせください。

②不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート等）の開催にあたり、埼玉県が定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止策を記載し、主催者のホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。